

- 人口急減地域である農山漁村に企業等の活力を取り込みつつ、地域の実情に応じたオーダーメイドの取組を行っていく必要。
- そのため、官民共創の関係者が集まる場の創設、情報発信や学生による農山漁村への参画を促進、地銀等の中間支援組織を介した案件形成拠点の創設と課題解決モデルの選定、国による証明書制度の創設等を行うことで農山漁村地域の活性化に取り組んでいる。

① 官民共創の関係者が集まる場の創設、情報発信

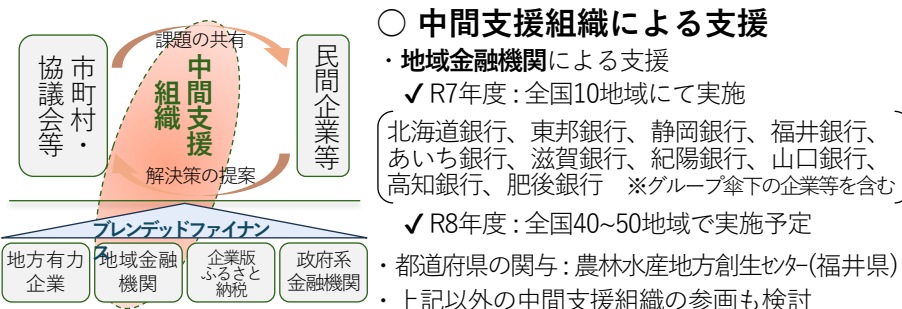
○ 「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム

NTT東西、JR東、近鉄、日本郵便、ヤマト運輸、TOPPAN、ゼンリン、テレ東、ロート製薬、アサヒビール、ヤンマー、クボタ、丸紅、H2O、しずおかFG、みずほ証券、東京海上日動、中央日土地、JTB、楽天 等
(令和8年3月末時点: 約575企業、自治体含め約650団体)

○ シンポジウムの開催

第1回(令和7年2月4日) 会場参加300名超、オンライン参加900名超
第2回(令和7年7月16日) 会場参加250名超、オンライン参加800名超
第3回(令和8年3月13日) 会場参加300名超、オンライン参加700名超

③ 案件形成拠点の創設、課題解決モデルの選定



- **モデル企業を国が選定**(インパクト創出ソリューション実装プログラム(R7年度))
農業における人口減の対応と生産性向上 地域コミュニティ
販路開拓等による付加価値向上 関係人口創出
(タイミー、EF Polymer、楽天グループ、雨風太陽 等)

○ AIの活用

・ 人口減少下の農山漁村の課題解決に大きく貢献する手段として、AI関連ソリューションの実装を重点的に伴走支援し、**熟練農家の暗黙知の継承**に加え、**生産性・付加価値の向上、農山漁村の環境維持**を図る。

② 学生による農山漁村への参画促進

○ 学生の参画動機と活動の継続性の確保

- ・ より多くの学生の農山漁村への参画促進のため、学生の参画動機や取組の継続性に関する議論を実施し、キャリア形成を見据えた座談会等を開催
- ・ 学生の取組が農山漁村に与えるインパクトを可視化し、学生と企業や地域の連携の意義について検討



○ 企業を巻き込んだ地域への派遣

- ・ 企業を巻き込んだ学生の地域への派遣促進に向けた仕組みを検討

④ 国による証明書制度

○ 企業等の取組に対し、国が証明書を発行

【取組証明書】(R7年度開始)
農山漁村の課題解決に貢献する企業等の取組を証明。

< R7年度取得企業等 > (取得企業等数: 50)

農村における所得の向上と雇用の創出
(経済面)

センサー等活用による牡蠣養殖(KDDI)、データ解析等による生産性向上(岩手銀行他、以下写真) 等



農村に人が住み続けるための条件整備
(生活面)

藻場再生による生物多様性確保(東京海上日動他)、流域治水の実践による地域防災力強化(あいおいニッセイ同和損保) 等

多様な人材が農村に関わる機会の創出
棚田を活用した人材育成研修(NTT東)、能登復興に向けた取組(JAL他) 等

【インパクト証明書】(R8年度開始)

企業等の取組が実際にインパクトの創出につながっていることを証明。
また、そのための企業等の体制構築に向けた、国による伴走支援を実施予定。



- 「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）」においては、インバウンドを含む旅行者の農村への誘客促進、宿泊単価等の向上（高付加価値化）に資する取組を推進するとともに、輸出拡大との相乗効果を図るとされ、令和11年度までに「農泊地域での年間延べ宿泊者数を1,200万人泊」、「農泊地域における宿泊等の売上額を2,200億円」とするKPIが設定された。
- 「観光立国推進基本計画（令和8年3月27日閣議決定）」においては、農泊地域における子どもの農山漁村体験における探求的な学びの提供や企業研修の受入等の推進を通じ、地方への人の流れや多様な人材が農山漁村に関わる機会の創出を図ることも位置づけ。

農泊の推進について

- 「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。
- 農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。
- また、農泊を実施した地域が地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、インバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組等を支援。

農泊推進の状況

- 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され農泊に取り組んでいる地域（農泊地域）の延べ宿泊者数は、794万人泊（R5年度）から868万人泊（R6年度）に増加。宿泊等の売上額は、1,223億円（R5年度）から1,598億円（R6年度）に増加。
- 企業・大学と農泊地域との連携事例集の作成を支援し、全国の農泊地域や、企業や大学の担当部署に対して積極的に周知。
- 特色ある農泊地域の取組事例の紹介や地域間及び旅行者が交流できる「農泊みらい交流フォーラム」の開催、農泊地域の国内外向けのプロモーション等を支援。



企業・大学と農泊地域の連携事例集
（令和8年2月公表）



（大学）



（企業）



SAKU酒蔵アグリツーリズム推進協議会（長野県佐久市）

- 現役の酒蔵での蔵人体験を高付加価値で提供（2.5畳の部屋で2泊3日9万円/人を実現）
- 英語で案内するツアー（2泊3日14万円/人）を設定し、R5年度は40%のインバウンド率を達成
- 泊食分離とし、地域の飲食店にも裨益
- 地域の雇用を創出するとともに、営業の効率化により従業員の時給を向上



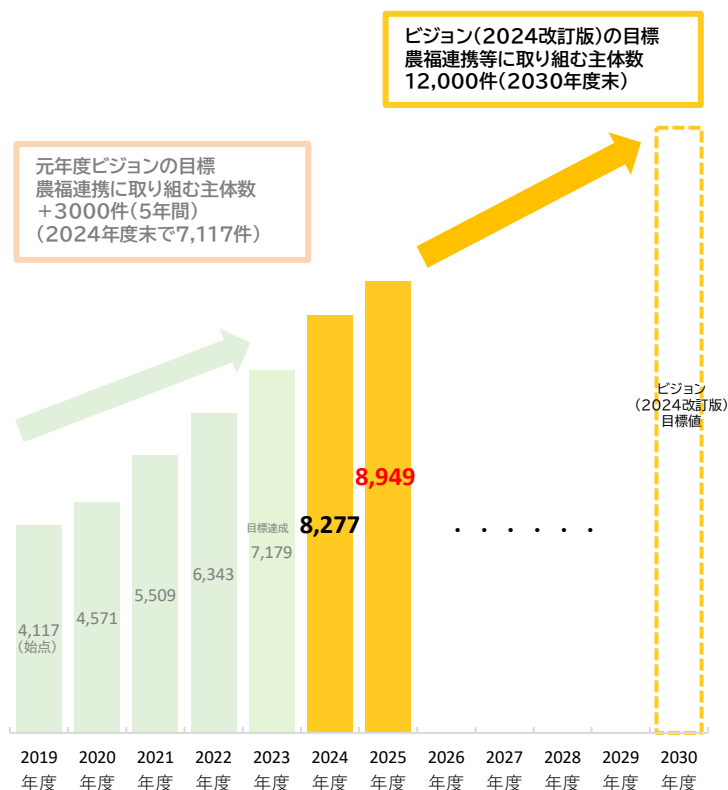
酒造りを体験する参加者



酒蔵ホテル®

- 農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。
- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。

農福連携等の取組主体数の推移



農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる

- 地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、地域単位の推進体制づくりを後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウハウ商品のブランド化
- 現場で農業と福祉をつなぐ専門人材の育成

未来に広げる

- 農業の担い手や農業高校の生徒等への普及
- 特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援
- ノウハウの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開

絆を広げる

- 社会的に支援が必要な人たちの農業での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としてのユニバーサル農園の拡大
- 林福・水福連携の推進

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

KPI 2030年度末までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上とする。

○ 中山間地域は、我が国の農家数や耕地面積、農業産出額の約4割を占めるなど、食料の安定供給の確保と多面的機能の観点から重要な地域。

○ 中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を併せてパッケージとして一体的に実施。

中山間地域の主要指標（令和2年）

区分	全国 (A)	中山間地域 (B)	割合 (B/A)
①人口 (R2)	1億2,615万人	1,336万人	10.6%
②総土地面積	3,780万ha	2,412万ha	63.8%
③耕地面積	437万ha	167万ha	38.1%
④林野面積	2,477万ha	1,845万ha	74.5%
⑤総農家数	175万戸	78万戸	44.7%
⑥販売農家数	103万戸	44万戸	42.6%
⑦農業産出額	8兆9,557億円	3兆5,856億円	40.0%
⑧農業集落数	13万8千集落	7万5千集落	54.1%
⑨第1次産業 就業者数 (R2)	196万人	74万人	37.8%

資料：農林水産省統計部「2020年農林業センサス」

（②総土地面積、④林野面積、⑤総農家数、⑥販売農家数、⑧農業集落数）

農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」（③耕地面積）

農林水産省「令和2年生産農業所得統計」（⑦農業産出額）

総務省「令和2年国勢調査」（①人口、⑨第1次産業就業者数）

注1 中山間地域の値(B)の集計に用いる農業地域類型区分は、令和5年3月改定のものを使用。

注2 ③耕地面積、⑦農業産出額の中山間地域の値(B)は、農林水産省農村振興局地域振興課の推計値。

注3 ①人口、⑨第1次産業就業者数の中山間地域の値(B)は、農林水産省「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を基に、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。

注4 ②総土地面積、④林野面積の中山間地域の値(B)は、市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島等や境界未定の面積を含まない。

注5 全国(A)及び中山間地域(B)の各数値は四捨五入後の数値であり、割合は四捨五入前の数値から算定しているため、表の数値で計算すると一致しない場合がある。

中山間地域支援施策

中山間地域等の農業を「支える」

- (1) 農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続が図られるよう、中山間地域等直接支払制度による地域の共同活動等を支援
- (2) 農地保全や農業に関する経済活動と併せて生活支援を行う農村RMO(農村型地域運営組織)の形成を推進
- (3) 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の作成と、当該構想に基づく荒廃農地の発生防止と再生・解消の取組を推進

中山間地域等の農業で「稼ぐ」

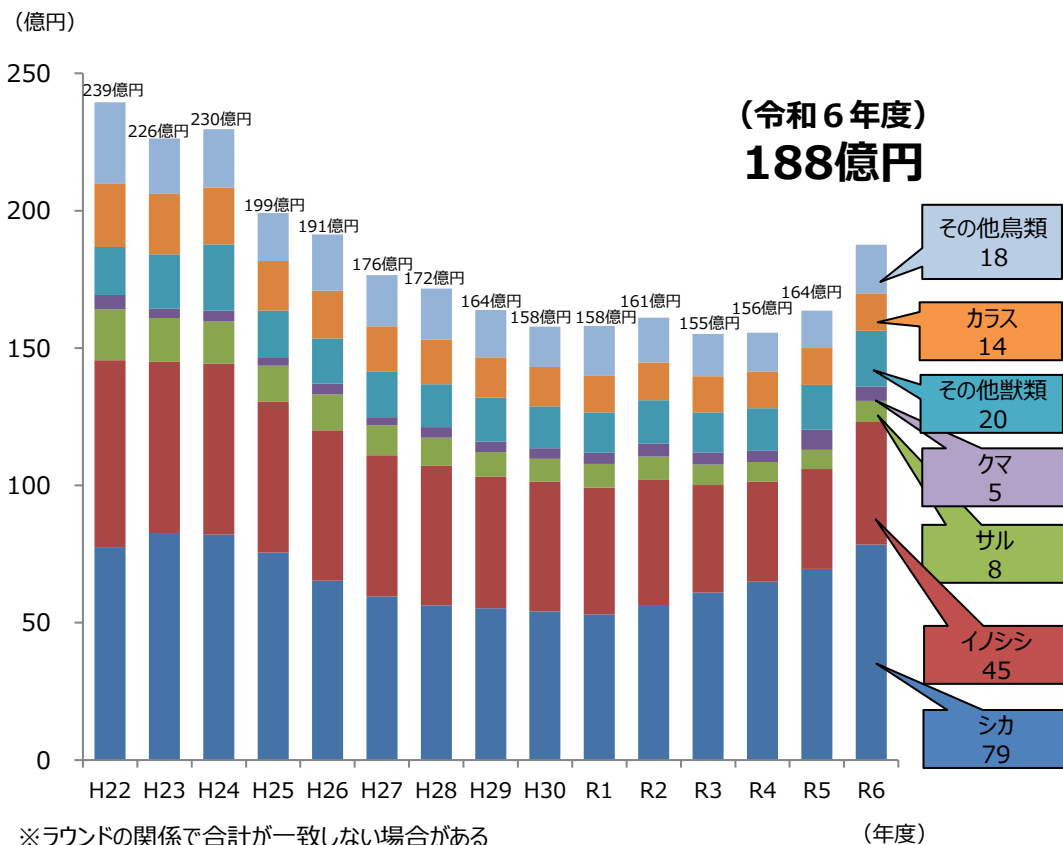
- (1) 地域特性を活かした高収益作物の導入、有機農業、複合経営の取組を支援
- (2) 農地、農業水利施設、生産・販売施設等の総合的な整備を支援
- (3) 多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給の促進、農業支援サービス事業者の育成・確保等
- (4) 地域の特色を活かした農産物のブランド化、地域資源を活用した商品開発等を支援

「関わる」関係人口を拡大

- (1) 棚田や農業遺産について、地域住民、民間企業等による地域活動への参加や、商品開発・普及等を促進
- (2) 都市農地を活用した農業体験に加え、滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備を促進

- 野生鳥獣による農作物被害額は、188億円（令和6年度）。そのうち、全体の約7割がシカ、イノシシ、クマ、サルによるもの。
- 鳥獣被害対策は、個体群管理（とる）、侵入防止対策（まもる）、生息環境管理（よせつけない）の3本柱が基本。
- 令和6年度における捕獲頭数は、シカは74万頭、イノシシは64万頭。

○ 野生鳥獣による農作物被害額の推移



○ 鳥獣被害対策の3本柱



○ シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

単位：万頭

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
シカ	60	58	60	58	61	67	72	72	72	74
イノシシ	55	62	55	60	64	68	53	59	52	64

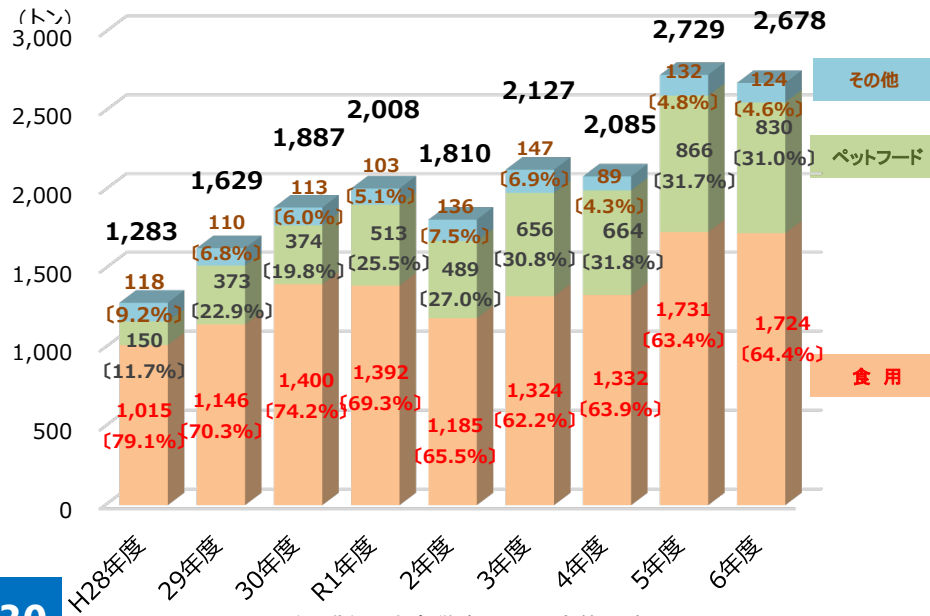
【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

- 令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、令和11年度のKPIとして、ジビエ利用量4,000トン进行掲げている。
- 目標達成に向けて、捕獲鳥獣を地域資源として有効利用するジビエ利用の取組を全国に広げていくため、捕獲から消費までの各段階での対策を重点的に講じている。

ジビエ利用の実態

- 全国の826処理加工施設において、令和6年度にジビエとして利用するために解体された野生鳥獣は190,716頭・羽であり、ジビエ利用量は2,678トン。捕獲されたシカ・イノシシのうちジビエとして食肉加工・流通された割合は約1割（※捕獲者による自家消費を除く）。

ジビエ利用量の推移



国産ジビエ認証制度

- 安全なジビエの提供と消費者のジビエの安心を図るため、平成30年5月に認証の仕組みを決定し公表。
(令和8年5月末時点の認証施設数 33件)



【取組事例：奥三河高原ジビエの森】 令和7年度鳥獣被害対策優良活動表彰 農林水産大臣賞 受賞

- 捕獲したシカ等を捕獲者の処理負担を軽減しながら地域資源として有効活用し、地域の食文化をPRしていこうと、「奥三河つぐ高原グリーンツーリズム推進協議会」が、ジビエ食肉処理施設「奥三河高原ジビエの森」を平成27年4月に創業。
- ジビエの流通規格・トレーサビリティの導入や地域住民を対象としたジビエの調理方法のセミナーに早くから取り組み、多くの視察を受け入れるなど、ジビエの普及拡大に寄与。



施設に併設された直売所



真空パックしたシカ肉



ワークショップでの活動紹介

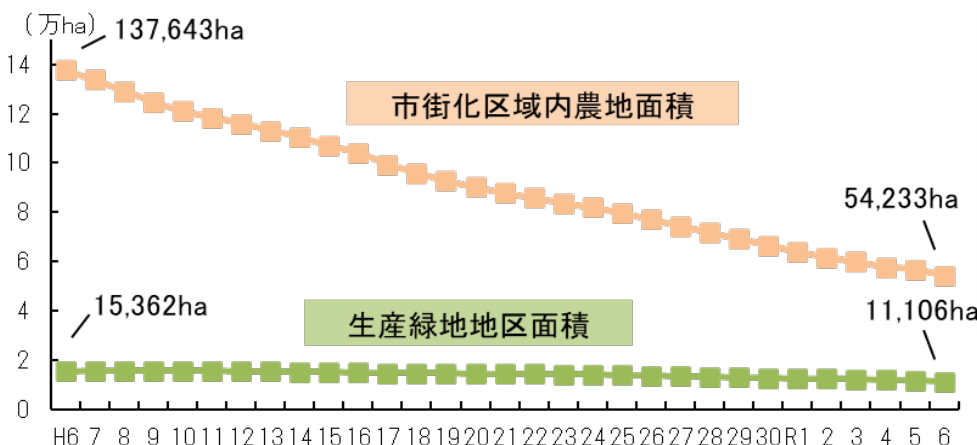
- 都市農業は、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な役割を果たしている。
- 市街化区域内農地は全農地の1.3%程度であり、都市農業の農業産出額は都市住民との距離が近いという立地を活かした農業を行い、全国の1.8%(推計)を占めている。
- 意欲ある都市農業者等が都市農地を借りやすくする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)を制定し、都市農地の有効な活用に取り組んでいる。

○都市農業に関連する指標

	農地面積	農業産出額
全 国	427.2万ha	9兆5,470億円
都市農業 (対全国比)	5.4万ha(1.3%)	1,736億円 (1.8%)
	うち生産緑地 1.1万ha(0.3%)	

資料：全国の数値は農林水産省「耕地及び作付面積統計(令和6年)」、「生産農業所得統計(令和5年)」。
都市農業の農地面積は総務省「固定資産の価格等の概要調査(令和6年)」、国土交通省「都市計画現況調査(令和6年)」。
都市農業の農業算出額は市町村毎の耕地面積全体に占める市街化区域内農地面積の割合(令和5年)を農業算出額(令和5年)に乗じて推計。

○市街化区域内農地面積の推移



資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」、国土交通省「都市計画現況調査」

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の概要

課 題

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地(生産緑地地区内の農地)については、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であり、そのための貸借が円滑に行われる仕組みが必要。

本法律の目的

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する。



農地法の特例 ▶ 法定更新(農地法第17条)が適用されない

事業計画に基づく都市農地の活用終了後(賃貸借の期間終了後)には、都市農地が所有者に返還される。